新潟市政だより

発行所 新潟市役所
新潟市西堀通六番町866ノ8
電話代表(3)2111番
新潟市長
発行人 村田三郎
新潟市旭町通二ノ丁2609
編集人 佐野武一
新潟市沼垂1062
印刷所 文明堂印刷所
新潟市西堀前通4
電話(2)8128
毎月一回5日発行
定価 一部3円

# 鳥屋野地区に浄水所新設
## 総工費2億円 3カ年計画

# 改訂される水道料金
## —四月一日から一割八分値上げ—

市の水道局では本年度から三カ年計画で総工費二億円をもつて、市内鳥屋野大島地内に浄水所を新設し給水量を現在の一日四万五千屯から五万五千屯に増量させようと拡張工事に着手しています。

昨年の夏は水不足で困るという市民の声が相当ありましたが、これが拡張工事が完成することによつて、今後は市民の皆さんに水の不自由をおかけしないですむことになります。

そこでこの度この拡張工事費の一部にあてるため市議会の議決を得まして来る四月一日から現在の料金より一割八分の値上げをすることになりました。

なおメートル器の使用料は値上げを行わず従前どうりの額であり、水道料金の用途別値上げの内訳は別表のとおりであります。

既に皆さんはご承知のことと思ひますが、毎月水道局の集金員がお伺いして徴収いたしております水道料金は、水道使用料とメートル器使用料とを合算した金額でありますが参考までに一般家庭用の現在料金と値上げ後の料金との比較の一例は次のとおりであります。

（例1）

量水器の口径が25粍未満のものを使用している家庭で一カ月10立方米の水道を使用した場合の料金

使用料金（この場合は基本料金だけ）＋量水器使用料金＝水道料金

○現在料金
110円＋20円＝130円

○改訂料金
130円＋20円＝150円

（例2）

量水器の口径が25粍のものを使用している家庭で一カ月15立方米の水道を使用した場合の料金

15立方米（使用水量）－10立方米（基本水量）＝5立方米（超過水量）

基本料金＋超過料金＋量水器使用料金＝水道料金

○現在料金
110円＋（13円×5）＋30円＝205円

○改訂料金
130円＋（15円×5）＋30円＝235円

なお水道料金のことについてご不審の点がありましたら水道局業務課（電話(2)七一七七番）にお問い合せ下されば詳細にご説明申上げます。

（別表） 用途別水道料金表

一、専用給水

| 種別 | 用途 | 現在料金 基本水量（立方米） | 現在料金 基本料金（円） | 現在料金 超過料金（一立方米につき）円 | 改訂料金 基本水量（立方米） | 改訂料金 基本料金（円） | 改訂料金 超過料金（一立方米につき）円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第一種 | 家事営業用 | 一〇 | 一一〇 | 一三 | 一〇 | 一三〇 | 一五 |
| 第二種 | 湯屋用 | 三〇〇 | 二、三〇〇 | 八・五 | 三〇〇 | 二、六〇〇 | 九・五 |
| 第三種 | 臨時用 | 一立方米につき | | 二五円 | 一立方米につき | | 三〇円 |
| 第四種 | 噴水、滝、池及び撒水用 | 一〇 | 四〇〇 | 四〇 | 一〇 | 五〇〇 | 五〇 |
| 第五種 | 官公署 | 三〇 | 三三〇 | 一三 | 三〇 | 三九〇 | 一五 |
| 第六種 | 工場用 | 一〇〇 | 一、一〇〇 | 一三 | 一〇〇 | 一、三〇〇 | 一五 |

二、共用給水（公設共用栓、私設共用栓共に同一料金です）

| 用途 | 現在料金 基本水量（立方米） | 現在料金 基本料金（円） | 現在料金 超過料金（一立方米につき）円 | 改訂料金 基本水量（立方米） | 改訂料金 基本料金（円） | 改訂料金 超過料金（一立方米につき）円 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 家事営業用 | 一〇 | 八〇 | 一〇 | 一〇 | 九〇 | 一一 |

三、量水器使用（値上げはなく現在料金）

| 口径別（粍） | 使用料（円） | 口径別（粍） | 使用料（円） |
|---|---|---|---|
| 二五未満 | 二〇 | 五〇未満 | 一五〇 |
| 二五 | 三〇 | 七五 | 二二〇 |
| 四〇 | 六〇 | 一〇〇以上 | 三〇〇 |

（船舶給水は省略いたします）

# 市議会の活動

一月二十六日以後の市議会の主なる活動状況は次のとおりであります。

一月二十六日
午前 農林部会、水産部会決定事項についての農林水産委員会

一月二十八日
午前 市庁舎建設についての市庁舎建設特別委員会

一月三十日
午前 河口分流についての港湾交通特別委員会
競輪についての競馬特別委員会

一月三十一日
午後 上水道問題についての建設委員会

二月一日
午後 山ノ下小学校火災についての文教委員会
付託請願審議についての保険衛生委員会

二月六日
午前 図書購入についての図書運営委員会

二月七日
午前 財政一般についての財政委員会

二月八日
午前 市庁舎建設についての市庁舎建設特別委員会
午後 保育園定数問題についての厚生委員会

二月十一日
午前 河口分流についての説明会
午後 新潟港改良及び河口分流についての港湾交通特別委員会

二月十三日
午前 新潟港改良問題について知事と懇談のための港湾交通特別委員会
午後 海岸決壊現場視察のための海岸決壊対策特別委員会

二月十四日
午前 上水道料金値上げ問題についての建設委員会
午後 高潮による被害調査及び対策についての海岸決壊対策特別委員会

二月十五日
午後 一般財政についての財政委員会

二月十六日
午前 上水道料金値上げについての建設委員会
福利施設視察についての厚生委員会

二月十七日
午前 市庁舎建設についての市庁舎建設特別委員会

二月二十日
午前 付託議案審議についての建設委員会
午後 災害住宅及び保育園定数問題についての厚生委員会

二月二十三日
午前 上水道料金問題についての建設委員会

二月二十四日
午前 市庁舎建設についての市庁舎建設特別委員会
午後 水産物揚場についての農林水産委員会
二月臨時会運営についての議会運営委員会

二月二十五日
午前 煙草乾燥工場についての商工委員会
午後 一般財政についての財政委員会

二月二十七日
午後 臨時議会運営についての議会運営委員会
全員協議会
議会臨時会

二月二十八日
午前 付託議案審議についての商工委員会
午後 付託議案審議についての文教委員会、建設委員会、港湾交通特別委員会

二月二十九日
午前 付託議案審議についての総務治安委員会
午後 付託議案審議についての厚生委員会

# 決定した固定資産評価格
## 課税台帳の縦覧期間は三月一日から二十日まで

昭和三十一年度の固定資産評価格が決定いたしましたので次のとおり関係者の縦覧に供することになりました。

この決定に対し異議のある方は三月三十日までに審査委員会に対し審査の請求をすることができますので是非ご自分の決定額をご覧下さいますようお願いいたします。

なおこれによつて確定する固定資産税は第一期が四月、第二期が七月、第三期が十二月、第四期が明年二月の各末日までに納入下さいますよう特にお願いいたします。

一、縦覧の期間 三月一日から三月二十日まで二十日間

二、縦覧の時間 毎日（土曜、日曜を含む）午前八時三十分から午後五時まで

三、縦覧の場所 市役所税務課（公会堂仮庁舎内）
但し鳥屋野、石山、大形、松浜、坂井輪、濁川、南浜地区所在の固定資産はその所在地の各支所

# 市民税の
# 個人申告書をお忘れなく
## 提出は3月31日まで

昭和三十一年度の市民税個人申告書を提出していただく期日がまいりました。市の税務課では今月の中旬頃この市民税個人申告書用紙を各戸に配付することになっておりますので、お手数でも所要事項を記載して三月三十一日までに市役所税務課、国保課（西堀）窓口又は支所、出張所に提出下さるようお願いいたします。なお、書損じ、紛失等の場合で、申告書用紙は市役所税務課及び各支所出張所の窓口に用意しておきますから何卒ご利用下さい。

# 新潟美術工芸展開催

私共の日常生活に工芸の必要性は今更申し上げる迄もないことでありますが、戦後特に経済の安定と共に一層美術工芸の必要性が強調されているにもかかわらず、本市においては、戦時中、東京より疎開された日展の審査員及び委嘱作家等の地位にある諸先生の原住所復帰に伴い良き指導者を失つた原因により年々衰微の一途を辿りつつある現状でありますので今年は県内の美術工芸品を一堂にあつめ、その優劣を競うと共に日展審査員を招聘し作家の技術の向上と助長育成に努めるため左記により新潟美術工芸展を開催することになりました。何卒皆さん方より多数出品下さいますようお待ちしております。

新潟美術工芸展開催要項

一 名称 新潟美術工芸展

二 主催 新潟市

三 後援 新潟県、新潟県教育委員会、新潟商工会議所、新潟日報社、新潟放送局、ラジオ新潟

四 会期
1 出品搬入期限 三月十五日午後五時迄
2 品評審査 三月十六日午前九時より
3 展覧 三月十七日より三月二十一日迄、但し十九日は会場休館の為休日

五 会場 新潟市礎町 新潟物産館

六 出品
1 本展の出品を分けて一般出品と特別出品とにし一般出品は県内に居住する工芸作家の作品で漆器、金工、木工、陶器、染色その他とし一人三点以内とします。特別出品は審査員及び日展委嘱作家又は本展より特別に出品を依頼したものにします。
2 出品物は三月十四日十五日の両日午前九時より午後四時迄新潟物産館二階において受付ますから住所、氏名、画題、価格等を明記の上出品目録と共に搬入願います。

七 審査及び陳列
1 本展の出品物は特別出品以外はすべて審査の上陳列いたします。
2 陳列された作品は会期中会長の許可なく搬出することはできません。
3 審査及び陳列に関しては出品者は異議の申立てをすることはできません。

八 授賞 本展入選作品で優秀なものには左記により授賞いたします。
特賞、推賞、褒賞奨励賞。

九 審査員 本展の一般公募作品の審査には次の二氏が当ります。
東京都江戸川区小岩町七ノ一〇六 日展参事 吉田醇一郎（漆工）
東京都北区中里町一五〇 日展参事 三井義夫（彫金）

十 発表 審査の結果は三月十七日会場に発表すると共に入選者宛通知いたします。

十一 搬出 出品物は預り証と引換に三月二十三日午前九時より午後四時迄会場においてお渡しいたします。

十二 出品物の保護 出品物は本展において充分に注意いたしますが、火災、天災その他不可抗力による場合は、その責を負いません。

十三 事務所 この展覧会の事務所は市役所商工課に置きますが会期中は会場に設置します。

# 住みよい街にするため
# 蚊とはえを撲滅しましょう

蚊やはえのいない住みよい新潟市を建設するために三月一日から冬越しした蚊やはえの撲滅運動を展開することになりました。

この冬越しした害虫の駆除作業の徹底如何が最盛期の蚊やはえの発生に大きな影響がありますのでこの撲滅の為の作業が最も大切であります。

市の保健所では衛生班を全市に派遣し粉末又は油剤を撒布いたしますが、この衛生班の作業だけでは完全な撲滅を期することは不可能でありますので、市民の皆さんから多大のご協力をお願いしなければなりません。それには、はえの発生場所である便池や肥料溜の周辺の汚い土を、できる限り掻き取つて蛆や蛹をとり出してしまつたり、便所の窓の金網や汲取口の補修と整備が必要であります。又屋外の溝掃や整理を実施すると共に下水溝の修理や掃除をやることによつて蚊やはえの発生を防ぐことができますので是非共この作業を実施下さるようお願いいたします。

なお関屋地区、山ノ下地区及び沼垂、石山、鳥屋野、大形、松浜、南浜、濁川の各地区では保健所の衛生班がDDT粉末を便つぼの周辺に撒布しますので、便所内に粉が飛びこむ場合がありますので必ず便器にふたをしておいて下さい。

## ◎ 市税納入についてお願い

市税の納入については皆さん方より多大のご協力を賜り厚くお礼申上げます。
市民税や固定資産税等で未納の方はございませんでしょうか。
今月は年度末でもありますのでもし未納の方がございましたらすすんで納入下さいますようお願いいたします。